

茨城県原子力安全対策委員会開催結果
東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム結果

1 日 時； 平成28年8月3日(水) 14時00分から16時30分まで

2 場 所； ホテルレイクビュー水戸 2階 紫峰

3 出席者； 別紙1のとおり（報道関係者9社11名，一般傍聴者8名）

4 結 果；

○議題「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の安全対策について」

審議結果

別紙2のとおり。

茨城県原子力安全対策委員会出席者名簿

○ 茨城県原子力安全対策委員会委員

内山 眞幸 東京慈恵会医科大学放射線医学講座 准教授
 小川 輝繁 横浜国立大学 名誉教授
 佐藤 吉信 (株)日本環境認証機構 機能安全担当部長
 塚田 祥文 福島大学環境放射能研究所 教授
 出町 和之 東京大学大学院工学系研究科 准教授
 西川 孝夫 首都大学東京 名誉教授
 西山 裕孝 日本原子力研究開発機構 安全研究センター 材料・構造安全研究ディビジョン長
 藤原 広行 防災科学技術研究所 社会防災システム研究部門長 兼 レジリエント防災・減災研究推進センター長
 古田 一雄 東京大学大学院工学系研究科 教授

○ 日本原子力発電株式会社

竈 正夫 東海事業本部 東海第二発電所 副所長
 服部 正次 東海事業本部 東海第二発電所 総務室 渉外・報道グループM
 川里 健 開発計画室 室長代理
 生玉 真也 開発計画室 地震動グループ副長
 大曾根 健太 開発計画室 地盤・津波グループ副長
 金居田 秀二 発電管理室 副室長
 青木 正 発電管理室 プラント安全向上グループ課長
 宮園 敏光 発電管理室 プラント安全向上グループ課長
 笹 淳一 発電管理室 プラント安全向上グループ副長
 岡田 峰雄 発電管理室 設備管理グループ副長
 矢吹 健太郎 発電管理室 技術・安全グループ副長
 森井 泰貴 東海事業本部 地域共生部 茨城事務所課長

○ 事務局（茨城県生活環境部原子力安全対策課）

関 清一 茨城県生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課 課長
 山本 和喜 同 原子力安全調整監
 深澤 敏幸 同 課長補佐（技術総括）
 宮崎 雅弘 同 主査
 藤田 順平 同 係長

木村 仁
鈴木 昭裕

同
同

技師
技師

議題「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の安全対策について」に係る審議結果

【原電】

(資料1 説明)

【原電】

(資料2 説明)

【古田主査】

只今の説明内容について、質疑に入りたいと思いますが、本ワーキングチームの趣旨について確認したいと思います。

本ワーキングチームといたしましては、東海第二発電所の安全対策がどのような考え方に基づいて検討されたものなのか、それについて国の審査はどのような観点から行われているのか、今回の対策により東海第二発電所の安全性がどう向上するのか、といった視点で検証を行って、その結果をわかりやすく提示してまいりたいと考えていますので、委員の皆様にはそういった観点からのご審議をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問をお願いいたします。

【藤原委員】

地震動のところでひとつ確認させていただきたいのですが、今日の説明は、敷地ごとに震源を特定して設定する地震動のうちのプレート間地震、海洋プレート内地震についてで、活断層タイプは今日には行わないということで理解しました。この2つのタイプに対する地震についての説明を聞いて、基準地震動を策定するときに基本方針として必要なことは、その地域で起こり得る最大の地震を網羅するという観点だと思っておりますが、海洋プレート内の地震について資料2の40ページで緑色の太平洋プレートがあって⑤のところで起きるタイプの地震についての確認です。これは日本の周辺ですと1993年に北海道の釧路沖の地震がある。こういった地震の頻度はそれほど高くなくて、まだ歴史が浅くて過去このような地震がどこで起きたのか分かっていないことが多いのですが、プレート間タイプと北海道の周辺で発生したこのプレート内のタイプの地震が、茨城県のあたりでも両方とも起こり得るということは科学的にも自然なことで、たまたま我々の短い観測をしている期間では捕らえられていないことを懸念しています。審査についてはこの考えで進んで、プレート内地震を特に考えなくても、基準地震動のレベルはカバーされているというようなことですけれども、仮に茨城県のサイトの真下あたりで釧路沖のようなタイプの地震、そのときはM7.5くらい、深さが90キロと太平洋プレートのやや深いところで起きるスラブ内の地震を想定した際に震度のレベルがどのくらいになるのか確認していただいて、それがほかの地震を想定したもののレベルよりもそれ以下で、他の地震を考えることでカバーされているということをして是非とも確認いただかないと、茨城県のこの地域で起こり得る地震全体がカバーされていないのではないかと印象を受けたので、確認した資料を提出願いたい。

【原電】

パワーポイントでひとつ用意した資料があるのでご覧いただけますでしょうか。

第二回のワーキングチームの時にお示しした資料で、その時にご指摘がありまして、1993年の釧路沖の地震、M7.5でこれを敷地の直下に置くとどうなのかということを検討してもらいたいとご指摘いただいていたところです。

そのことから、東海第二の敷地の下のところに緑色の四角がありますが、これが釧路沖の地震を想定したもので、深さでいうと100キロ程度のものですが、これを評価した計算を実施しているということでご説明した経緯がございます。

これについては、計算が終わりましてほかの地震動と比較を行っています。その結果この地震動は、包含することを確認していますので、次回以降その資料で説明をいたしますのでご確認いただきたいと思います。

【藤原委員】

よろしく願いいたします。それからもう一点今日は説明いただけませんでした内陸のいわゆる活断層タイプの地震について、これは今後説明いただけると理解してよろしいですか。

【原電】

今後のワーキングチームの中でご説明いたします。

【藤原委員】

その時に最近規制委員会でも議論になっている活断層の地震に関する説明をお願いしたい。熊本地震の知見を踏まえると、今の計算方法ですと、横ずれの活断層で、鉛直か高角で立っているタイプに対しては、モーメント値が小さくなっているのではないかと懸念を前委員の島崎先生が主張されているということで、規制委員会では大丈夫との結論に至ったのですが、懸念事項があるのであれば、規制委員会は規制委員会としての判断があると思いますが、茨城県周辺で起こる地震について、そういった部分はしっかりと評価されているのか、安心していいのかということについて、説明できる資料を併せて用意していただけると説明がやりやすくなるのでご検討ねがいたい。

【原電】

ご意見いただいた件については、今後ワーキングチームの中で説明していきたいと思います。

補足しますと、敷地周辺の断層タイプというのは、正断層型の縦ずれタイプが多くて、今問題となっている90度横ずれというものに対して、東海の地殻内を評価していくものは正断層型の縦ずれタイプ、傾斜角も60度から45度までを見ていて、それで評価をしていますので、今問題となっている90度横ずれとは違うタイプのものだということで、島崎前委員が指摘する断層の対象にならないと考えています。いずれにしましても今後詳細に説明していきたいと考えています。

【古田主査】

ほかにごございませんでしょうか。

【佐藤委員】

2-36ページですが、ここで認識論的不確かさと偶然的な不確かさと言っていますが、正しくは

リスクマネジメント的なことではないと思うのですが、リスクマネジメント的には認識論的な不確かさとは、そもそも何が起きるのかわからないということが、そういうことを言っているのだと思います。

ここで例えば、断層の設定位置も認識論的不確かさの方に入っているのですが、設定できるものはそれは分かっているものなので、あとは設定がずれるかどうかということは、ずれ方の偶発的な問題ではないでしょうか。認識論的不確かさとは何が起こるか分からないものを含めて検討していると思いますがその辺は検討しなくてもよろしいのですか、検討できないかもしれませんが。

【原電】

今のご懸念は、認識論的不確かさの中にさらに調査でわからないものもあるのではないかと、それをちゃんと考慮するという趣旨のご質問でしょうか。

【佐藤委員】

調査してもわからない部分なので、書くことはできないだろうとは思いますが、認識論的不確かさの中にたとえばどこどこに設定とあるのは、設定できたのであればそれは認識できたので、それは設定が正しいかどうかなので、偶発的不確かさに入るのではないかとと思うのですが。

【原電】

そこは言葉の定義としてどういうものなのかということに関連するのではと考えますけれども審査ガイドでは、認識論的不確かさと偶発的不確かさは分類するよう言われていて、その解釈としましては、2-36ページに書かれている認識論的不確かさは事前の詳細な調査である程度決められるもので、そうでないもの、事前の調査でいくらやっても設定しづらいもの、そういったものは、偶発的に分類しようといわれております。

それに基づいていくと SMGA 位置の不確かさというものは、表の認識論的不確かさと偶発的不確かさを跨ぐようになっていますが、ある程度この位置に認識論的不確かさ、調査で茨城県沖には起きるだろうと、さらに茨城沖の何処に起きるかというところに偶発的不確かさというところでこのような混在型の設定になっています。

そういった偶発的不確かさが入れば重畳を考慮するというところで考えているところです。ご質問の答えになっているかどうか、以上です。

【佐藤委員】

私が考えているものと定義が違うので了解いたしました。

【古田主査】

他にございますでしょうか。

よろしければ、本日、藤原委員からご指摘ありました断層については、また今後ということ、それからプレート内地震についての評価結果につきましても、また今後お示しいただくということでよろしく願いいたします。

それでは、続きましてプラント関連で国の審査の論点となっている事項について、ご説明をよろしく願いいたします。

【原電】

(資料3 説明)

【原電】

(資料3. 1 説明)

【原電】

(資料3. 2 説明)

【原電】

(資料3. 3 説明)

【原電】

(資料3. 4 説明)

【古田主査】

ありがとうございました。プラント関連については4点、それぞれ簡単に説明いたしますと、1点目は基準津波を超える津波に対する防護で最大30mまでの津波を想定して、津波防護対策について説明いただいた。2点目は可搬型重大事故等対処設備の保管場所の変更についてですが、これまで1か所でしたがそれを敷地内2か所に分散保管に変更するというものの考え方、具体的な保管場所についての検討結果、経緯を説明いただいた。3点目は格納容器がMark-II型であるとのことで炉心溶融事故時のコンクリート反応への抑制対策について説明いただいた。そして4点目は非難燃性ケーブルの性能向上対策として、当初防火塗料を考えていたが、不燃性の防火シートを巻くやり方に変更するという説明でした。

それぞれ、説明いただきましたがこれらの点について、ご意見、質問はございますでしょうか。

【西川委員】

3-10から11あたりの説明のことですが、津波が起こったときにどのように対処するか書いてあり、いろいろ想定して対処することは重要であると思いますが、現状確認がどのようにされるのかよくわからない。例えばアクセスルートを確認できるようにしておりますとありますが、実際に事故が起きた時に本当に確保されているのかどうか。今はドローンなどもありますから、そういうのを飛ばしてアクセスルートの確認をしたうえで行いますといった事がないと。これはただ対応だけですので、うまくいくかどうかわからないような気がするのですが原子力規制委員会はそういうところまで要求していませんか。もし津波など何か起こった場合には具体的にどのように動かれるのか。現状把握をしないといけないので。

【原電】

現場の状況の確認については、高所（原子炉建屋、排気筒、緊急時対策所）にカメラ等を設置し確認する。また、目視で確認することを考えています。

【西川委員】

そのようなときにはドローンを飛ばしてみるとか。今は地震の被害状況調査などでも利用されているのでかなり分かるんですね。これからどんどん良くなると思いますから、原電さんもカメラとそういうのを併せて確認しながらやるということであると非常に分かりやすいのではないかと。

【原電】

監視の仕方につきましては、ご提案の内容を含めていろんな手段があると思いますので、多様性、多重性も考慮して、目視、カメラもしくはロボットを使うといったことも検討させていただきたいと思っております。

【出町委員】

3-8の表ですが、防護方法が示されていて津波によって機能喪失しないという観点では、複数の防護方法で良いのだけれども、電源のところだけに関してみますと、常設代替交流、直流電源設備を防護壁および地下設置では多様性が無いように見受けられるのですが。下に設備の一部は原子炉建屋内にも設置するとありますので、こちらのほうで多様性を担保しているのでしょうか。

【原電】

3-20をご覧ください。ここに常設代替交流電源設備と常設代替直流電源設備の防護方法がございます。多重性だとか多様性を確保して地下設置とか防護壁の設置ということではなくて、それらをすべて実施することでひとつの機能を守るという対応であります。地上部では高圧代替電源装置は排気の関係で地下には設置できないので壁を設けて設置するといった対策を実施いたします。近くには直流電源を設置して、さらに燃料のタンクを設置した対策になっています。さらに電源の配電盤的なものはリアクター内に設置するといったことで津波からの防護措置を実施いたします。

【佐藤委員】

3-4ページですが、年超過確率というものが出てきますね。次の3-5ページには津波の発生頻度といったものが出てきて、津波の高さが防潮堤を超えてしまうということなのですかね。定義とか説明をお願いしたいのですが。

【原電】

別の資料になるのですが、3-38をご覧ください。ここの右下に津波ハザード曲線がございますが、津波の高さは確率論的に扱って、年超過確率でたとえば $1 \cdot E-03$ であれば1000年に一度の確率で起きる規模の津波ですよということを確率論的に扱って曲線で表しているものが津波ハザード曲線というものです。

【佐藤委員】

そうすると、その年間で超過する津波が1回起きる確率ということですか。

【原電】

ご指摘のとおりで、その高さ以上の津波が発生する年間あたりの頻度、回数になります。

【佐藤委員】

頻度と言っても何度も起きないので、その高さ以上の津波が年間あたり1回発生する発生率のことなのですね。

【原電】

6. 2×10^{-7} の年間あたりの回数をとっているということです。

【佐藤委員】

たぶんそうではないかと思っていたが、3-4ページの下の方で津波浸水による注水機能の喪失だけを言っていて 3.5×10^{-5} ですよ。そうすると、これが起きる頻度は津波が起きる頻度より大きいのかな、非常にわかりにくかったのですが。教えていただきたい。

【原電】

本日資料を持ってきていませんが、津波PRAを実施してまして、その津波PRAの結果、出てくる事故シーケンスというのがあり、一番高い津波だけを想定するのではなくて、たとえば8m遡上する津波とランダム故障を想定した場合などの事故シーケンスも含まれます。

【佐藤委員】

そうですか、防波堤よりも低い津波でも機能喪失する可能性がありますということですね。わかりました。

【古田主査】

他にございませんでしょうか。

【塚田委員】

今回事故時における施設の対策を挙げられていると思いますが、作業者の防護対策というのは考えていないのでしょうか。

【原電】

もちろんそれを扱う要員は、確保しないと対応出来ないもので、例えば津波に関する警報が生じましたら、高台に退避するですとか、浸水対策準備をしたところに退避するといった対応を図ります。その状態から津波が十分引いたという判断がなされた後で作業安全の確保、監視しながら作業を開始するというので我々としては計画をしています。当然ながら要員である作業者の安全確保をしたうえでの対応となります。この資料にはここまで詳細には書いてありませんけれども、その点はきちんと対応しております。

【古田主査】

私の方から3点ばかり確認いたします。

1つはいろいろな津波の防護対策をやられていますが、これは実施の内容、困難性は決まっていると解釈してよろしいのでしょうか。

【原電】

3-15をご覧ください。今回津波防護対策を選択するにあたって、いくつか対象にあげて当社は検討しましたが、それにつきましては、まず防護対策の実現性等の比較を行いました。これは今おっしゃられました難易度であるとか既設備への安全設計への影響、重大事故対応への影響といったものを考慮して選択をしました。そのうえで防護対策の効果を炉心損傷の低減効果と比べて有意な差がないという結果でありましたので、であれば対策の実現性であるとか安全設計への影響、重大事故対応への影響が少ない方を選ぶということで選定いたしました。

【古田主査】

それから、可搬型設備の設置、保管場所をいろいろと比較検討されておりますが、低地施設とありますが、高地施設というのはサイトの特性上不可能ということではよろしいのですか。

【原電】

高所での施設保管の場合は、ある程度の地震があった時に施設が地震の影響により壊れると、可搬型設備が使えなくなるリスクがある。平置きであればそういうリスクは無い。建物自体の損壊時のリスクが大きいというところで、建物による保管よりも平置きの方が安全上優位と考えました。

【古田主査】

高いところの施設であってもコンサバティブに考えると頼りにならないということですね、原電の施設の場合は、高地の場合そういうことではよろしいですね。

【原電】

当社の敷地の特性で言いますと津波の影響が大きい。津波の解析をしましたところ、津波が遡上しない高台に2か所の保管場所を確保できるということで、高所での分散配置ができれば津波によるリスクは無い。他リスクを考えますと、先ほど回答致しましたとおり、施設保管にした場合の損壊リスクの方が大きいのではないかとこのところ、平置きを選択したところです。

【古田主査】

それから、安全性審査では道路を超えて輸送するのはだめだということですが、以前拝見したときの敷地を考えるとむしろ原電さんの会社の中だけで閉じた対策だけでなく、もう少し離れたところから持ってきた方が良いのかなど。安全性審査を抜きにして。その時そのような感じがしたのですが。その点はこういったお考えか。

【原電】

安全性審査においては明確に我々が管理していない国道を横断して可搬型設備を持ってくるといっはいけないと判断されてしまいましたので、今回検討した次第です。

一方で、ご指摘の点はおそらく我々の敷地は比較的狭隘であるため、少し離れた、ハザードの影響の及ばないような離隔された場所に可搬型設備を置いておいて、いざ起きたらその場所から持ってくるといった対処もあるというご指摘だと思います。その点は、基準適合上という点では認めていただけないかもしれませんが、予備機あるいは余剰となっている設備等を少し離れた場所に、今置いてある場所も国道を介した離れた場所にあるがそういった場所に維持するとか、あるいは別の場所に予備の資機材を配備するとかといった考えはあると思いますので、そういった点で、サイト

内とは離隔された場所に必要な資機材を配備するという考え方について整理させていただき、どういった対応がとれるかということを考えたいと思います。ただ、至近の対応という点で要求される資機材については、そのような配備は難しいかと考えております。それはやはり、国道等を介してしまいますと一般車両が多数ございますので、そういったものが障害になるというリスクは避けたいと思いますので、どういった資機材を外に備蓄する考え方かという点について検討させていただきたいと思います。

【古田主査】

輸送手段を担保できないというのは、もちろん電力会社だけで輸送手段を担保できるかということではないので、交通規制をかけるだとか、自衛隊に助けてもらわないと現実的ではないとか、そういったことはあると思うが、いざというときは結局そういうことをやらなければいけないので、規制対応や設備対応だけではなく、そういったことも考えられたら良いのではないかと思います。

【原電】

サイト内のリソースでやる部分と、外部支援を仰ぐ部分と2つあると思いますので、そういった点を考慮しながら、バランスのとれた安全対策をとれるように検討してまいりたいと思います。

【古田主査】

3点目ですが、防火に関する、最後に説明のあった内容ですが、先行事例と施工方法が違うようですが、これで防火性能に対する影響はどのようなのでしょうか。

【原電】

先行の電力会社のケーブルトレイの形状は、高さが、最少のものでケーブルトレイの2.5倍くらいの高さになります。それに対して、東海第二のほうは、比較的高さが低く、トレイ内が10cmくらいしか入る余裕がないということです。先行プラントのほうは、トレイの形状に沿った形で施工します。それに対して、東海第二のほうは太鼓巻きで空間ができますので、延焼するのではないかといったご指摘かと思いますが、垂直方向に関しましては、3-50ページのほうにありますように、90cm毎に保持器具で閉塞空間を作って延焼しないこととしておりますし、水平方向、それから、ここには記載はございませんが、45°のトレイに関しましては、中のケーブルを直接燃やしまして、それが延焼していくかどうかという試験をやっておりますし、これで、延焼していないといった結果が出ておりましたし、垂直のほうの対策をしっかりとやれば、内部それから外部の火災に対しても十分であるということを確認してございます。

【出町委員】

3-4ページで、T. P. +30mに上げて考えなさいと規制庁から指導をいただいたとご説明いただいたので、それに関して何点か。3-20の電源ですが、T. P. +26mとしているが、これについてはどのように考えればよろしいのでしょうか。T. P. +30mを超えたら、可搬型電源でやりますという考え方なのではないでしょうか。

【原電】

T. P. +30mに対して防護されていないのではないかとご指摘でしょうか。T. P. +

30mという津波は十分に頻度の低い津波と考えておりました、これを超えるときは大規模損壊として対応するように考えております。その場合は、可搬型設備を用いて対応いたしますので、電源がなくても対応可能となっております。

【出町委員】

3-10ページのフローの左側の流れになるということか。

【原電】

3-10ページのフローの左に行くというイメージよりは、炉心損傷防止や格納容器破損防止についてはできる範囲でやり、さらにそれもできなければ、放水砲を用いて少しでもFPの放散を抑制するような措置を実施するという領域に入っているという状態です。

【佐藤委員】

今のところに関してですが、先程の私の質問で、津波の年超過確率と注入機能喪失ですね、この関係が1%ぐらいということなので、少し堤防の高さを上げてほとんどリスクに影響を及ぼさないということですね。堤防よりも低い津波が起きた場合でも注水機能が喪失する可能性がある。そちらのほうが大きいので、多少堤防を上げて、そもそもそれは確率的に小さいので、全体的なリスクには影響はないということですね。

【原電】

3-17ページをご覧ください。この左上のグラフは、実線が津波のハザード曲線、赤の棒グラフが炉心損傷頻度となっておりますが、領域④までの領域が有効性評価によって想定する領域でございます、現状の対策で十分に頻度は下がっております。ここまで下げてしまいますと、結局はT. P. +30mを超える領域⑤のところは支配的になってしまいまして、いろいろな対策を検討したのですが、炉心損傷頻度の低減効果という観点では、どの対策も有意な差はないという結論に達してございます。

【原電】

1つ、その前のところで補足させてください。3-20ページでT. P. +26mのところにご質問いただいておりますけれども、我々がT. P. +30mの津波と申しておりますのは、海側の取水口位置で、防潮堤にせり上がった場合の高さが30mで、万が一防潮堤を超えますと陸地側に遡上してくるわけですが、そのときにはエネルギーを失っていきます。そうすると、今、高压電源車を置く場所として想定しているところは、少し陸側ですので、この位置では、T. P. +30mの高さまで津波が来るわけではなく、T. P. +26m以下のところで津波の遡上はおさまるということでございます。

【出町委員】

明確なご説明をいただいたので、わかりました。大丈夫です。

【古田主査】

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。ちょっと時間もおしてしますので、よろしいでし

ようか、ほかに。

それでは、ございませんようでしたら、本日いろいろとご質問いただきましたけれども、これらを参考に、今後検討いただければと思います。それから、委員の皆様におかれましては、他にもまだ、ご質問やコメント等があるかもしれませんが、先日の熊本地震を踏まえた対策も含めて、後日でも結構ですので、追加のご意見等ございましたら、事務局宛てにいただければ次回以降ご回答いただくということで進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

ほかに、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

ただいま委員の皆様からいただいたご意見につきましては、改めて説明資料という形で参考データも添えて次回以降ご説明いただきたいと思います。それから、非難燃性ケーブルの問題については、今回はあくまでも施工方針の変更ということでございまして、今後、実際の耐火性能の試験の結果等について具体的に説明をいただく予定としておりますので、また次回以降ご審議をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

【古田主査】

それでは最後ですけれども、去る6月2日に発生しました東海第二発電所 廃棄物処理棟におけます放射性廃液の漏えいの原因及び対策並びに初動対応の検証につきまして、ご報告いただきたいと思います。

【原電】

(資料4 説明)

【古田主査】

報告が遅れたとのことですが、もしスムーズに進んでいけば、どのぐらいで報告されるのが適正だったのでしょうか。

【原電】

2つの側面がございまして、最初に情報提供をして情報を共有するという点では、やはり漏えいを見つけたら、即、情報収集をちゃんとやった上で速やかにご報告・ご連絡をするということが、まず第一でございますが、もう一つは、今回の件で、法律に関わるという判断をするところでは、検証したところ30分は無駄な時間があったという結果でございます。現場ですので、着替えたり、移動したりの時間は当然ありますのでそこまでは削れませんが、それでもやはり、30分程度無駄時間があったと思っております。以上です。

【古田主査】

ほかにございませんでしょうか。

よろしいようでしたら、時間も超過しておりますので、後程何かございましたら事務局のほうへ追加でお知らせいただければと思います。

本日の内容としては以上でございますが、最後に何か事務局からございますでしょうか。

【事務局】

次回以降の開催日程につきましては、今後、委員の皆様とご相談させていただいた上で調整してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

【古田主査】

それでは、本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

以上